

「環境税の具体案」 (環境省案)

「環境税」の具体的な仕組み（環境省案）

目的

企業や国民全員が温暖化対策に参加していく仕組みを構築し、削減目標と現実の排出量とのギャップ14%（2002年）のうち、約4%程度の削減を環境税で確保する。

課税対象・課税段階

【上流課税】

- ・ 課税対象：揮発油（ガソリン）、軽油、灯油、LPG
- ・ 精製会社から移出若しくは製品として輸入した段階で課税

【下流課税】

- ・ 課税対象：石炭、重油、天然ガス、都市ガス、電気、ジェット燃料
- ・ 消費時点で課税
- ・ 石炭、重油、天然ガスについては、大口事業者のみ対象

税率

税率：炭素1t当たり2,400円

(例：ガソリン1ℓ当たり約1.5円、電気1キロワット時当たり約0.25円)

(注) 1世帯当たり約3,000円、月額約250円

減免措置

- ・鉄鋼等製造用の石炭、コークス、農林漁業用A重油等の免税
- ・エネルギー多消費型製造業に対する石炭、重油、天然ガス、電気、都市ガスに関する税の軽減（生産額に占めるエネルギー・コストの比率が全国平均を上回るような業種を指定し、約2割～5割程度軽減）
- ・運輸事業対策として、軽油等について軽減（5割軽減）
- ・ガソリン等化石燃料の輸出免税、発電用石炭等の免税
- ・低所得者等に配慮し、電気、都市ガスに関する免税点を設定。小口事業所において消費する石炭、重油、天然ガスは非課税
- ・寒冷地、低所得者に配慮し、灯油に関する税の軽減（5割軽減）

税収

- ・税収：約4,900億円
- ・産業部門：1,500億円
- ・業務その他部門：2,000億円
- ・家庭部門：1,400億円

税収の使途

- ・基本的に一般財源として、地球温暖化対策（約3,400億円）
- ・温暖化対策分の2割は地方へ譲与（環境譲与税）
- ・雇用の促進等を通じ、企業活力の維持・向上のための財源（約1,500億円）

既存エネルギー諸税との関係

環境税収が温暖化対策の追加的財源に充てられることを考慮しつつ、歳入・歳出の性質が一部類似する石油石炭税との関係について所要の整理を行う。

削減効果

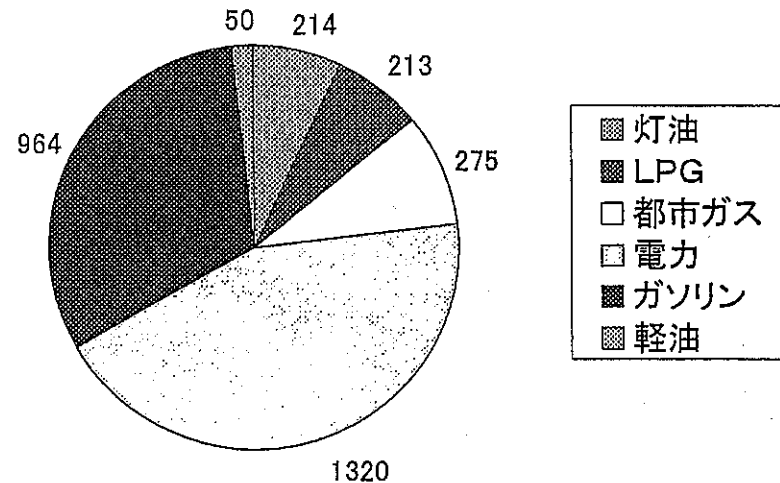
温室効果ガス削減量：5,200万t-CO₂（1990年基準で4%強：注）
（注）価格インセンティブ効果：0.5%、税収活用効果：3.5%

実施時期

京都議定書の発効が現実味を増す中、早急に温暖化対策を講じていく必要性に鑑み、平成18年1月からの実施を目指す。

平均的家計の負担額と単体量当たりの税率

平均的家計の負担額



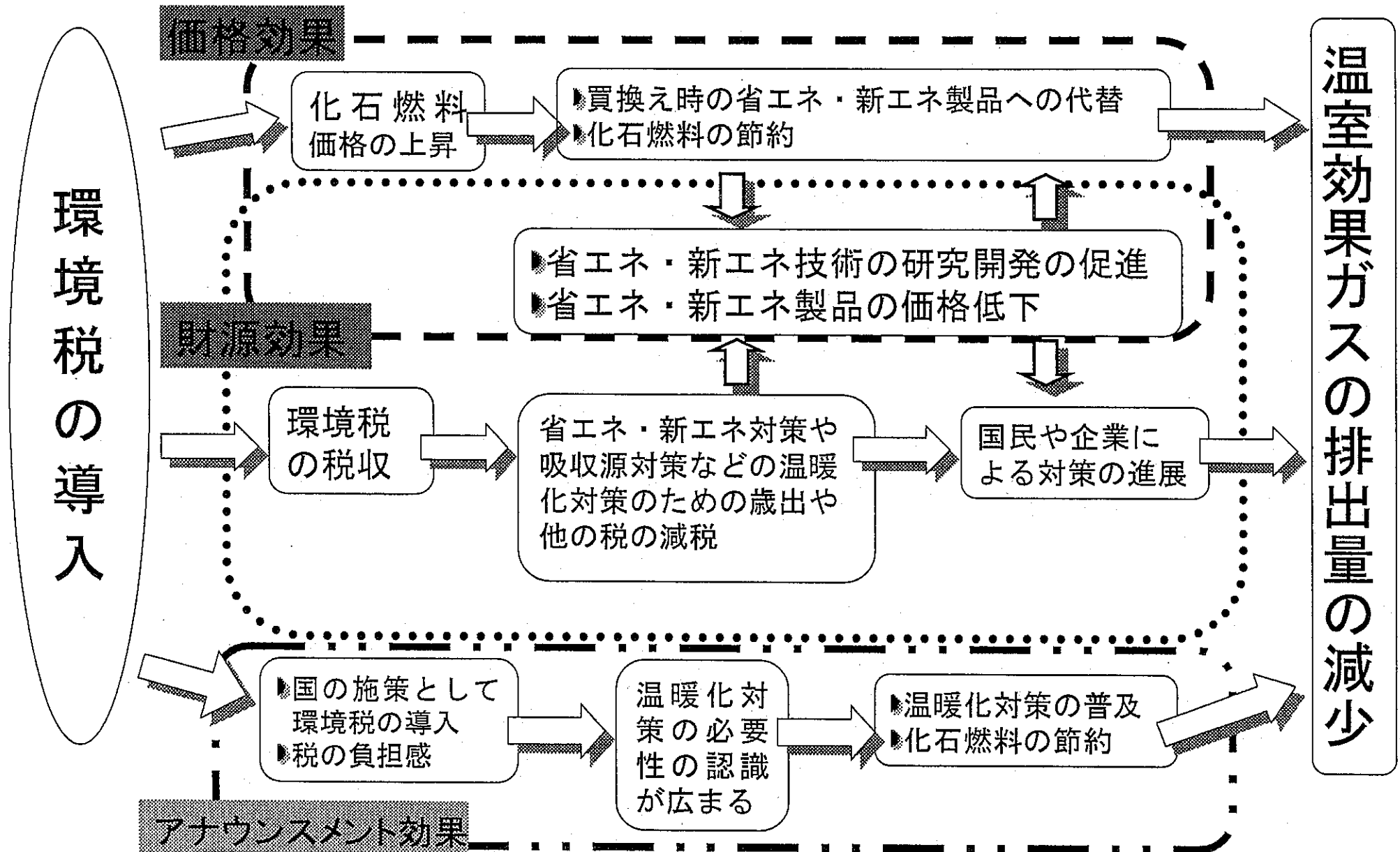
種類	負担額
灯油	214円
LPG	213円
都市ガス	275円
電力	1320円
ガソリン	964円
軽油	50円
年間	3037円
月額	253円

単体量当たりの税率

	税率 (円/単体量)		税率 (円/単体量)
揮発油(L)	1.52	石炭(kg)	1.58
灯油(L)	0.82	天然ガス(kg)	1.76
軽油(L)	0.86	LPG(kg)	1.96
ジェット燃料(L)	0.81	都市ガス(m³)	1.38
重油(A重油)(L)	1.77	電気(kwh)	0.25
重油(C重油)(L)	1.83		

環境税が温室効果ガスの排出を減らす仕組み

環境省作成



環境税の効果・影響

温室効果ガスの削減効果

○国民のライフスタイルや社会経済システムを脱温暖化に誘導する推進力

- ・価格効果により、中長期的に省エネ・新エネ製品への買換え等を促進
- ・税収の活用により、温暖化対策を促進
- ・国の政策として税を導入することにより、国民へのアナウンスメント効果

○京都議定書の削減約束との約14%のギャップのうち、4%強を削減

経済全体への効果・影響

○温暖化対策の技術革新や雇用の促進等を通じて、我が国の社会経済基盤の強化や環境ビジネスの促進に寄与

○国際競争力への影響については、軽減策等により十分に配慮

○GDPへの影響は軽微
(年率△0.01ポイント)

環境と経済の両立

税収の使途

環境省作成

温暖化対策(3,400億円)

地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえ、家庭やオフィスなど幅広い主体の取組を支援。

例)

豊かで環境に優しい生活の実現

- －家庭用省エネ機器の購入促進
- －住宅の断熱向上
- －太陽光発電装置、燃料電池の導入促進

環境設備支援と環境産業の育成

- －オフィス用省エネ設備の導入促進
- －ビルの省エネ改修(ESCO事業等)の促進
- －太陽光発電装置の導入促進

世界最高水準のグリーンな交通の実現

- －低公害車、低燃費車の購入促進
- －鉄道へのモーダルシフトの促進

技術開発・都市改造など、中長期に 効果を発揮する対策

緑の国づくり(森林対策)

クリーンエネルギーへの転換

- －風力、太陽光、バイオマスなど
新エネルギーの促進
- －天然ガス火力の設備利用率の
向上

京都メカニズムの有効活用

代替フロン等3ガス対策の推進

地方公共団体への税収の配分

雇用促進など、 企業活力の維持・向上 (1,500億円)

例)

社会保険料の軽減

京都議定書の約束達成に向けた道筋

環境税を活用した6%削減約束の確実な達成

	大綱の目標	2002年度実績(基準年総排出量比)	現状対策ケース(基準年総排出量比)(※1)
温室効果ガスの排出抑制	▲0.5%	+7.6%	+7.6~+8.1%
エネルギー起源CO ₂ (※2)	▲2.0%	+10.2%	+7.1%
代替フロン等3ガス	+2.0%	▲1.7%	+1.4%
非エネCO ₂ 、メタン、N ₂ O	▲0.5%	▲0.9%	▲0.9~▲0.4%
森林吸収源対策	▲3.9%	—	▲3.1%
京都メカニズム	▲1.6%	—	—

約束達成のためには、▲10%と▲11%程度の追加削減が必要

1. エネルギー起源CO₂の削減

～省エネ技術の活用とライフスタイルの変革～

▲6～▲7%程度の追加削減

横断的対策・施策

- ・事業者による温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度
- ・自主参加型国内排出量取引制度
- ・普及啓発・情報提供の拡充・強化 等

産業部門

- ・自主行動計画の充実 ⇒ 省エネ対策の義務対象の拡大、各業種の目標値の大綱への記載 等

運輸部門

- ・低公害車、低燃費車の購入促進 ⇒ 環境税の税収も活用
- ・鉄道へのモーダルシフトの促進 ⇒ 環境税の税収も活用
- ・物流効率化 ⇒ 省エネ計画策定の義務化 等

業務その他部門

- ・オフィスビル用省エネ設備の導入促進 ⇒ 環境税の税収も活用
- ・太陽光発電装置の導入促進 ⇒ 環境税の税収も活用
- ・ビルの省エネ改修(ESCO事業等) ⇒ 公的部門の率先導入とあわせ、環境税の税収も活用
- ・建築物の断熱性能向上 ⇒ 省エネ性能に係る規制措置とあわせ、環境税の税収も活用 等

家庭部門

- ・機器効率の改善 ⇒ トップランナー基準の拡大・強化の検討
- ・家庭用省エネ機器の購入促進 ⇒ メーカーによる削減効果の情報表示の義務化、一定規模以上の小売販売店による情報表示の促進、環境税の税収も活用
- ・住宅の断熱性能向上 ⇒ 省エネ性能に係る規制措置とあわせ、環境税の税収も活用
- ・太陽光発電装置、燃料電池の導入促進 ⇒ 環境税の税収も活用 等

エネルギー転換部門

- ・天然ガス火力発電の設備利用率の向上 ⇒ 環境税の税収も活用 等

2. 非エネCO₂・メタン・一酸化二窒素の削減

▲0.5%程度の追加削減

- ・非エネCO₂、メタン、N₂Oは廃棄物の減量化、下水污泥焼却施設における燃焼温度の高度化等により更なる削減

3. 代替フロン等3ガスの削減

▲1.2%の追加削減

- ・代替フロン等3ガス対策は費用対効果の高い対策であるため、現大綱に掲げられた目標を上回る削減を目指す
- ・回収、破壊の徹底、代替物質の開発、代替物質を使用した製品等の利用促進 等 ⇒ 環境税の税収も活用

4. 森林吸収源対策

更に▲0.8%の確保を図る

- 吸収源としての機能を含む森林の多面的機能の向上による緑の国づくり ⇒ 環境税の税収も活用

5. 京都メカニズムの活用

▲1.6%程度の確保を図る

- 費用対効果が高い京都メカニズムの活用によるクレジットの確保 ⇒ 環境税の税収も活用

全体として4%強程度の削減対策に
環境税の税収を活用

※1 平成16年6月 中央環境審議会中間取りまとめ 現状対策ケース(暫定値)及び平成16年11月 中央環境審議会 代替フロン等3ガス排出量の推計による

※2 国民各界各層による更なる温暖化防止活動の推進、革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化を含む